

沼津駅前地下道ショーケース広告物取扱要領

平成25年3月22日産業振興部長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、沼津市が管理する沼津駅前地下道ショーケース（以下「ショーケース」という。）への広告物の掲載の取扱いについて必要な事項を定める。

(配置)

第2条 ショーケースの位置は、別図のとおりとする。

(利用の申込み)

第3条 ショーケースに広告物を掲出しようとする者（以下「申込者」という。）は、市長が指定する期日までに、利用申込書（第1号様式その1）に意匠図案を添えて申し込むものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項の規定による申込みがなかったショーケース及び利用の承認の取消し等により空きを生じたショーケースについては、随時申込みを受け付けるものとする。

(利用の承認)

第4条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、沼津市広告掲載要綱（平成19年3月28日市長決裁）及び沼津市広告掲載基準（平成19年3月28日市長決裁）により申込者の書類等を審査し、利用を承認したときは、利用承認書（第2号様式）を申込者に交付するものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、ショーケースを利用しようとする者が、次の各号の一に該当すると認められる場合には、利用の承認をしないことができる。

(1) 暴力団(沼津市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう、以下同じ。)

(2) 暴力団員等(沼津市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員等をいう、以下同じ。)

3 市長は、第1項の規定による承認に当たっては、ショーケースの管理上必要な範囲において条件を付すことができる。

(利用期間)

第5条 ショーケースの利用期間は、1月を単位とし、毎年度4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、第3条第2項の規定による申込みに係る利用期間は、前条第1項の規定による承認を受けた日からの残存期間とする。

(継続利用の申込み等)

第6条 第4条第1項（次項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けた者（以下「利用者」という。）で、翌年度も継続してショーケースを利用しようとするものは市長が指定する期日までに利用申込書（継続利用者用）（第1号様式その2）により申し込むものとする。

2 第4条の規定は、前項の規定による申込みについて準用する。

(広告物の掲出)

第7条 利用者は、自己の責任により広告物を作成し搬入するものとし、ショーケースへの広告物の掲出に当たっては、市職員の指示に従うものとする。

2 利用者は、ショーケースに新たな設備等を設置してはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(掲出内容等の変更)

第8条 利用者は、ショーケースの利用期間中に掲出内容を変更しようとするときは、当該変更を行おうとする日の10日前までに、変更後の意匠図案を市長に提出しなければならない。

2 利用者は、前項に定めるもののほか、第4条第1項(第6条において準用する場合を含む。)の規定による承認を受けた内容を変更し、又は変更しようとするときは、市長に届け出るものとする。

(掲出料の納付)

第9条 ショーケースの掲出料は、1ケース当たり月額25,000円とする。ただし、市長が認めるショーケースの利用に係る掲出料は、無料とする。

2 利用者のショーケースの利用が1月に満たない場合の掲出料については、これを1月として計算するものとする。

3 利用者は、特別の理由がない限り年4回4半期ごとに、市が発行する納付書により掲出料を納付するものとする。

(利用の制限)

第10条 市長は、工事その他の市の都合によりショーケースの利用が不能となるときは、利用者に対し、広告物の掲出を中止させることができる。この場合において、市長は、あらかじめ期間を示して利用者へ通知するものとする。

(承認の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ショーケースの利用の承認を取り消すことができる。

- (1) 利用取消申込書(第3号様式)が提出されたとき。
- (2) 第3条第1項又は第8条第1項の規定により提出した意匠図案と広告物が相違しているとき。
- (3) 第4条第3項の規定により付された条件に違反したとき。
- (4) 第8条第1項の規定による提出を行わないで掲出内容を変更したとき。
- (5) ショーケースの原形を変更したとき。
- (6) 掲出料を所定の期日までに納付しないとき。
- (7) 暴力団又は暴力団員等であることが認められたとき
- (8) その他市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、利用承認取消通知書(第4号様式)により利用者へ通知するものとする。

(利用者の負担)

第12条 次に掲げる費用は、利用者の負担とする。

- (1) 利用申込書に添付する意匠図案の作成に要する費用
- (2) 掲出物の作成及び運搬に要する費用
- (3) 利用者の責めによるショーケースの汚損又は破損に伴う修繕費用
- (4) 第4条第1項（第6条において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けた後、利用者の責めにより広告物を掲出しない期間の掲出料
（広告物の責任）

第13条 ショーケースの利用期間中に広告物が第三者による汚損、損傷等の被害を受けても、市はその責めを負わない。

（補則）

第14条 この要領に定めるもののほか、ショーケースの利用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、平成24年2月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。